水俣市告示第５１号

水俣市創業資金融資制度利活用促進補助金交付要綱を次のように定める。

平成３１年3月２９日

水俣市長　髙　岡　利　治

水俣市創業資金融資制度利活用促進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、水俣市創業資金融資制度による融資（以下「融資」という。）を受けた市内中小企業者に対し、予算の範囲内において交付する水俣市創業資金融資制度利活用促進補助金について、水俣市補助金等交付規則（昭和６２年規則第１０号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　保証協会　熊本県信用保証協会をいう。

（２）　信用保証料補助金　保証協会と中小企業者との間の信用保証委託契約に基づき、保証協会の保証を受ける際に支払う信用保証料に対する補助金をいう。

（３）　金融機関　本市に支店を有する金融機関で、株式会社肥後銀行、株式会社熊本銀行、熊本中央信用金庫をいう。

（４）　利子補給金　融資を受けた日から金融機関に返済した融資に係る約定利子（延滞利子を除く。）に対する補給金をいう。

（信用保証料補助金の補助対象者）

第３条　信用保証料の補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に定める要件を全て満たさなければならない。

（１）　平成３１年４月１日以降に、金融機関から融資の実行を受けた者であること。

（２）　市内に住所及び事業所を有していること。

（３）　市税を滞納していないこと。

（４）　営業許可又は登録を要する業種については、当該営業許可又は登録を受けていること。

（５）　金融機関の取引停止処分を受けていないこと。

（６）　保証協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む。）がないこと。

（利子補給金の受給資格者）

第４条　利子補給金の受給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号に定める要件を全て満たさなければならない。

（１）　平成３１年４月１日以降に、金融機関から融資の実行を受けた者であること。

（２）　市内に住所及び事業所を有していること。
（３）　市税を滞納していないこと。
（４）　営業許可又は登録を要する業種については、当該営業許可又は登録を受けていること。
（５）　当該年度の１２月３１日の時点で融資を受けた資金の償還に延滞がないこと。
（６）　融資の条件を変更していないこと。ただし、自然災害等特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。
（７）　金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
（８）　保証協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む。）がないこと。
（９）　融資を受けた際の資金用途に従っていること。

（信用保証料補助金額）

第５条　信用保証料補助金の額は、融資に係る信用保証料で、補助対象者が融資実行の際、保証協会に一括で支払う信用保証料総額相当額とする。ただし、上限は２０万円とする。

２　前項の規定にかかわらず、融資を受けるため、既に融資を受けた資金（この要綱に定める信用保証料補助金の交付を受けたものに限る。）の融資残高を繰上償還した場合の補助金額は、前項の規定により算出した額から、繰上償還により生じた信用保証料の返戻金を減じて得た額とする。

（利子補給金額及び利子受給期間）

第６条　利子補給金の額は、受給資格者が融資を受けた日から５年以内に支払った融資に係る約定利子（延滞利子を除く。）に相当する額とし、年度ごとに交付するものとする。

２　各年度における利子補給金の額は、当該年度の前年度の１月１日から当該年度の１２月３１日までに支払った額に相当する額とする。ただし、上限は２０万円とする。

（信用保証料補助金の交付申請）

第７条　信用保証料補助金の交付を申請しようとする者は、融資を受けた後、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）　水俣市創業資金融資制度利活用促進補助金信用保証料補助金交付申請書（様式第１号）
（２）　市税の滞納のない証明書
（３）　融資の返済予定表
（４）　信用保証書の写し
（５）　融資の資金用途が設備資金の場合、導入した設備等の領収書の写し
（６）　その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請の期限は、融資を受けた日から起算して１年を経過する日までとする。

（利子補給金の交付申請）

第８条　利子補給金の交付を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しな

ければならない。

（１）　水俣市創業資金融資制度利活用促進補助金利子補給金交付申請書（様式第２号）

（２）　経営状況報告書（様式第３号）

（３）　決算証明書類（任意様式）

（４）　市税の滞納のない証明書

（５）　１月から１２月までの支払利子がわかる書類

（６）　その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請の期限は、利子補給金の交付を受けようとする年度の１月末までとする。

（信用保証料補助金及び利子補給金の交付確定）

第９条　市長は、前２条の申請を受理し、その内容を審査の上適当と認めたときは水俣市創業資金融資制度利活用促進補助金信用保証料補助金交付決定及び交付確定通知書（様式第４号）及び水俣市創業資金融資制度利活用促進補助金利子補給金交付決定及び交付確定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（信用保証料補助金及び利子補給金の請求）

第１０条　前条の規定による信用保証料補助金又は利子補給金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、信用保証料補助金又は利子補給金を請求しようとするときは、水俣市創業資金融資制度利活用促進補助金信用保証料補助金請求書（様式第６号）又は水俣市創業資金融資制度利活用促進補助金利子補給金請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（受給資格者変更の届出）

第１１条　利子補給金の対象となる受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に定める変更届を市長に提出しなければならない。

（１）　振込先口座、口座名義人、会社名又は会社の代表者を変更した場合　水俣市創業資金融資制度利活用促進補助金利子補給金受給資格者内容変更届（振込口座）（様式第８号）

（２）　受給資格者が死亡した場合　水俣市創業資金融資制度利活用補助金利子補給金受給資格者内容変更届（事業継承）（様式第９号）

（交付決定の取消し並びに信用保証料補助金及び利子補給金の返還）

第１２条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、信用保証料補助金及び利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した信用保証料補助金及び利子補給金があるときは、水俣市創業資金融資制度利活用促進補助金返還命令書（様式第１０号）によりその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（１）　繰上償還をし、保証協会から保証料の返戻を受けたとき。ただし、第５条第２項の規定により当該返戻金に係る補助金額の減額を受ける場合を除く。

（２）　偽りその他不正な手段により融資並びに信用保証料補助金及び利子補給金の交付を

受けたとき。

（３）　この要綱の規定に違反したとき。

（４）　その他市長が不適当であると認めたとき。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

附　則（令和２年６月３日告示第７０号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年４月１５日告示第６２号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和４年３月３１日告示第３４号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。